

入札説明書等配布一覧表

調達する物品の名称

[薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス]

No.	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・一般競争入札参加資格確認申請書 (競争入札参加資格者名簿登載者用) ・仕様書交付申請書 ・競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書 ・競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状 ・アフターサービス及びメンテナンス体制証明書	1 部
2	契約書 (書式)	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

以下の書類については、仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部
刑事企画課刑事部総括室で交付する。

No.	名 称	部数等
1	仕様書	1 部
2	応札物品仕様書 (提出用)	1 部

※ 留意事項

- 1 入札書は、1葉をコピーして使用して下さい。(再度入札の場合があります。)
- 2 入札金額は契約期間の総額を記載してください。

入札説明書

薬品管理システムの賃貸借及び保守サービスの調達に係る入札公告に基づく一般競争入札について
は、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもの
のほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-8577 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部刑事企画課刑事部総括室 電話番号(023)626-0110

メールアドレス ypkeiki@pref.yamagata.jp

※(あっと)は@に置き換える

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 仕様書の交付

本件入札の仕様書の交付については、入札公告の「入札参加者の資格」を有する者は、仕様書交付申請書（別紙様式第2号）を山形県警察本部刑事企画課刑事部総括室に提出し交付を受けること。交付された仕様書は、入札日までに山形県警察本部刑事企画課刑事部総括室へ返却すること。

なお、仕様書は厳重に管理し、複写等は厳禁とする。

4 入札参加資格及び応札物品仕様書の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）並びに本件調達物品に係る応札物品仕様書、その他の必要な書類（以下「応札物品仕様書」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格並びに応札物品仕様書の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

- (ア) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されている者

a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

- (イ) 株式会社島津製作所の山形県内における代理店であることを証する書類

イ 応札する物品の仕様に関する書類

- (ア) 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第3号）

(イ) 応札物品仕様書

本件調達物品の仕様に適合するものとして応札する物品の規格等について、別紙様式により作成すること。

なお、提出にあたっては、当該応札物品仕様書に記載した応札物品のカタログ等を添付し、該当する箇所をマーキングすること。また、国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、通称グリーン購入法）適合品であること。

(イ) 納入計画書

機器の調達、搬入、設置、調整及び納期を明示したもので、様式は任意とする。

(エ) アフターサービス及びメンテナンス体制証明書（別紙様式第7号）

(3) 上記(2)の書類の提出方法は持参とし、郵送又は電子メールによる提出は認めない。

(4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。

なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 応札物品仕様書の審査については、当該仕様書が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が各項目の性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があり、提出者はこれに応じるものとする。

(6) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格審査結果の通知

(1) 入札参加資格及び応札物品仕様書の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年8月13日（水）までに通知する。

(2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札物品仕様書の審査においてその内容等が本件調達物品の仕様に適合すると認められたものについてのみ行うことができるものとする。

6 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年8月5日（火）午後4時までに契約担当部局に、競争入札に関する質問書（別紙様式第4号）により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（PDF形式）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、契約担当部局において閲覧に供する。

7 入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第5号）による。

(2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和7年8月18日（月）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第6号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に関する旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時ににおいて入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

13 その他

- (1) 本件入札への参加にあたり、納入場所を確認する必要がある場合は、事前に山形県警察本部刑事部刑事企画課刑事部総括室科学捜査研究所担当まで連絡のうえ日時を調整し、当該担当部局の職員立ち会いのもと確認を行うこととし、また、その期間は入札期日の前日までとする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めがある。
- (4) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (5) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (7) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (8) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (9) 落札者は、落札決定後、速やかに入札書に記載した入札金額及び契約期間における月ごとに對応した積算内訳書を提出すること。
- (10) 契約締結に当たっては、5により通知を受けた応札物品仕様書の内容を変更することはできない。
- (11) 仕様書の複写は行わず、入札会場において入札前に返却すること。ただし、入札を辞退した場合及び入札参加資格がないと認められた場合は、速やかに郵送又は持参により返却すること。
- (12) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第1号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記物品の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達物品の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和7年7月23日
- (2) 物品の名称 薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス

2 添付書類

競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

※登録番号	※ 確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第2号（仕様書交付申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者 氏名

仕様書交付申請書

下記の物品の調達等に係る仕様書について交付していただきたく申請します。

なお、交付された仕様書は厳重に管理し、複写等は行わず、期限までに返却することを誓約します。

記

1 調達物品の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和7年7月23日
(2) 物品の名称 薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス

※登録番号	※ 確認印 (返却日)

※申請者は記入しないでください。

年 月 日 標記物品の仕様書の交付を受けました。

氏名

様式第3号（競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

下記物品の調達等に係る応札物品仕様書について、別添のとおり提出しますので審査されたく申請します。

記

1 調達物品等の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和7年7月23日
(2) 物品の名称 薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス

2 添付書類

- (1) 応札物品仕様書（別冊）
(2) 納入計画書（任意様式）

※ 「応札物品仕様書」の「メーカー名・製品名・型式」に記載した製品のカタログを添付すること。

「応札物品仕様書」の「確認書類」に記載した事項については、カタログ、仕様詳細及びメーカー（メーカー代理店）性能証明書等を添付すること。

様式第4号 (競争入札に関する質問書)

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記物品の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

1 調達役務の入札日公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和7年7月23日
- (2) 物品の名称 薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス

2 質問事項等

入 札 書

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

入札者 住 所 又 は 所 在 地^{*1}
氏名又は名称及び代表者名

印

[代理人氏名^{*2}]

印

山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり
入札します。

記

入 札 金 額	¥ ※ 契約期間の総価
入 札 保 証 金	免 除
物 品 の 名 称 及 び 規 格	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス (規格は仕様書のとおり)
数 量	一 式
履 行 場 所	山形県警察本部科学捜査研究所
履 行 期 間 又 は 履 行 期 限	契約締結の日から令和12年9月30日
摘 要	

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。
(代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。)

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、[]欄に記名・押印のうえ入札すること。

委任状

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者 氏名

(印)

私は を代理人と定め、下記の権限を

(使用印鑑)

委任します。

記

1 薬品管理システムの賃貸借及び保守サービスの入札並びに見積に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

様式第7号（アフターサービス及びメンテナンス体制証明書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

アフターサービス及びメンテナンス体制証明書

下記調達物品に係るアフターサービス及びメンテナンスの体制について、別紙のとおり整備していることを証明します。

記

1 調達物品の入札日公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和7年7月23日
(2) 物品の名称 薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス

※ 別紙には以下の内容を記載すること。

「アフターサービス及びメンテナンスの体制」

- 1 アフターサービス及びメンテナンスの内容
- 2 アフターサービス及びメンテナンスの対応部門（組織図、要員等）
- 3 故障時の連絡先
- 4 その他必要な事項

（備考）

- 1 第3者に行わせる場合、第3者の証明書が必要である。
- 2 製造メーカーが行う場合、製造メーカー等の証明書が必要である。
- 3 成品毎にアフターサービス及びメンテナンスを行う者が異なる場合は、成品毎に制作すること。

賃貸借及び保守に関する契約書

契約名称	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス
契約期間	契約締結の日から令和12年9月30日までとする。ただし、契約締結の日から令和7年9月30日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。
賃貸借料	契約期間総額 ₩ 1,000,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 ₩ 100,000円) 内訳 令和7年度 ₩ 1,000,000円 令和8年度～令和11年度 各 ₩ 1,000,000円 令和12年度 ₩ 1,000,000円 月額 ₩ 100,000円
契約保証金	契約期間の総額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

頭書業務について、借主 山形県知事 吉村美栄子を発注者とし、貸主 ₩ 1,000,000円を受注者とし、次の条項により賃貸借及び保守に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、この契約に定める条項により、「薬品管理システム」（以下「機器」という。）を発注者の使用に供するとともに、別添1「保守サービス仕様書」に基づく機器の保守を行い、発注者はその対価として賃貸借料を支払うものとする。

2 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（機器の名称、規格、数量、使用場所）

第2条 機器の名称、規格、数量及び使用場所は別添2「機器明細表」のとおりとする。

（機器の納入）

第3条 機器の納入に関する事項は、別添3「納入に関する仕様書」のとおりとする。

（納入期限の延長）

第4条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限までに契約物件を納入することができないときは、受注者の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納入期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、賃貸借料（既納部分がある場合は賃貸借料から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。

2 受注者は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

（納入後の機器等無償使用）

第5条 受注者は、機器の納入日から令和7年9月30日までの稼動検査等納入検査及び試運転

調整期間中において、発注者に対して機器を無償で使用させるものとする。

- 2 この期間内に機器等の保守等が発生した場合には、第14条（機器の修理又は取替等）により対応するものとする
(権利及び義務の譲渡禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面による発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者へ委託する場合は、当該第三者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本契約に関する当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(機器の管理)

第8条 発注者は、機器のために良好な環境を保持し、善良な管理者の注意をもって機器を管理及び使用し、これに発生する通常費は発注者が負担するものとする。

- 2 発注者は、第三者に対しこの契約に基づく賃借権又は機器を譲渡すること、若しくは、機器を貸与あるいはこれに権利を設定すること等の一切の処分行為を行ってはならない。

(受注者の表示権)

第9条 受注者は、機器に受注者の所有物である旨の表示をすることとし、その表示方法及び場所については発注者、受注者協議して決定する。

- 2 発注者は、受注者の承認を得ないで前項で定めた表示を取り外してはならない。
(禁止行為)

第10条 発注者は、受注者の承認を得た場合のほか、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 機器を第三者に転貸すること。
(2) 機器をその本来の目的外に使用すること。

(機器の移転)

第11条 発注者は、機器を第2条に規定する使用場所から移転する必要が生じたときは、事前に受注者に通知しなければならない。

(危険負担)

第12条 発注者は、その責に帰すべき事由又は事故により機器の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、受注者が被った損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は発注者、受注者協議して決定する。

- 2 滅失又は毀損の原因が、天災地変等によるときは発注者、受注者協議して決定する。
(機器の改造等)

第13条 発注者又は受注者が機器に改造又は他の付属機器等を取付ける必要が生じたときは、発注者、受注者協議して決定する。

- 2 前項の場合において賃貸借料に変更が生じるときは、発注者、受注者協議して決定する。

(機器の修理又は取替等)

第14条 受注者は、機器が故障により使用不能となった場合は、すみやかに必要な修理を行うものとする。

- 2 機器の修理に要する経費は受注者の負担とする。ただし、故障の原因が発注者の故意又

は重大な過失による場合は発注者がこれを負担するものとし、その額は発注者、受注者協議して決定する。

- 3 受注者は、機器が修理により機能が回復しない場合は、すみやかに取替又は改造（以下「取替等」という。）を行うものとし、必要に応じて機器の代替え措置を講ずるものとする。
- 4 機器の取替等に要する経費は受注者の負担とする。ただし、故障の原因が発注者の故意又は重大な過失による場合は発注者がこれを負担するものとし、その額は発注者、受注者協議して決定する。

（技術援助）

第15条 受注者は、機器の操作に必要な技術援助（故障の有無の確認、動作不具合に対する技術支援等。）を行うものとする。ただし、発注者の申し出により特別な技術援助を提供した場合は、それに要する費用は発注者が負担するものとする。

（契約内容の変更等）

第16条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約の全部又は一部を一時中断することができる。この場合において、契約期間又は賃貸借料を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

（契約の解除）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに機器の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (3) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (4) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第4号まで又は第6号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約期間における契約金額の総額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第18条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかつたとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかつたとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約期間における契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により発注者に生じた実

際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賃貸借料金の支払)

第19条 受注者は、当該使用月の翌月に、発注者に対し月額の賃貸借料の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に月額の賃貸借料を受注者に支払うものとする。

3 この契約の期間中に、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が機器を使用できなかつたとき、又はこの契約が月の中途において解除されたときの賃貸借料は次式により算出した額とする。

$$\text{賃貸借料} = \text{月額の賃貸借料} \times \frac{\text{当該月の賃貸借日数}}{\text{当該月の暦日数}} \quad (1\text{円未満切捨})$$

(遅延利息)

第20条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(機器の返還)

第21条 発注者は、契約期間が終了したとき、又は第17条第1項第2号から第6号まで、同条第2項、同条第6項、第18条のいずれかの規定により契約を解除したときは、機器に残存するデータを消去の上、すみやかに機器を受注者に返還することとし、返還に要する経費は受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により契約を解除したときの機器の返還に要する経費は、発注者が負担するものとする。

(機密の保持等)

第22条 発注者又は受注者は、この契約の履行上直接若しくは間接に知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 発注者は、外部に持ち出しての修理に際しては、機器に残存するデータがある場合は確実に消去するものとする。ただし、データの完全消去が不可能な場合又は発注者がデータの保持を求めた場合は、受注者はデータが残存するハードディスク等の記録媒体を取り外して発注者に提出するものとする。

3 発注者は、機器の返還に際しては、機器に残存するデータを確実に消去したうえで、受注者に返還するものとする。

4 受注者は、前項による対応が困難であるときは、使用場所においてデータが残存するハードディスク等の記録媒体を取り外して発注者に無償譲渡するものとする。

5 受注者は、この契約に関わる受注者の従業員及びその他の者に、発注者の秘密を保持することの重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止対策を徹底させなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(警察情報セキュリティの保護)

第24条 受注者は、この契約による事務を行うため警察情報を取り扱う場合は、別記「山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項」を遵守しなければならない。

(事故発生の通知)

第25条 受注者は、機器の納入に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(発注者の履行追完請求権等)

第26条 契約物件がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、賃貸借料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(光熱水費の取扱い)

第27条 受注者が保守点検業務の遂行上必要とする電気、水道、ガス等の通常費は、発注者が負担するものとする。この場合、受注者は、効率的に使用し節約に努めなければならない。

(裁判管轄合意)

第28条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号又は個人番号が含まれるもの）を以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを 適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは

当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

別記

**山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項
(機器の調達に係る遵守事項)**

- 1 当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
- 2 当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
- 3 機器等に対して不正な変更が加えられないよう製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適応されていること。
- 4 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程において、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。
機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
- 5 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
- 6 受注者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。
- 7 受注者は、発注者が必要と認めるときは、上記に係る資料を作成して発注者に提出しなければならない。

(外部委託に係る遵守事項)

1 目的

- (1) 受注者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という）の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特記事項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。
- (2) 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。
 - ア 発注者が管理対象として指定した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
 - イ 発注者が管理対象として指定した物件
 - ウ ア及びイに掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの

2 下請負の禁止

- (1) 受注者は本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならないただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、発注者の許可を得るものとする。
- (2) 前号ただし書により受注者が下請負をさせる場合、受注者は受注者と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特記事項と同等の情報

セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

- (3) 発注者は、前号の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1号の許可を与えないことができる。
- (4) 第1号ただし書により受注者が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特記事項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

3 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

- (1) 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。
- (2) 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し発注者に通知するものとする。
- (3) 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を発注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、発注者の承認を得るものとする。
なお、受注者が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。
- (5) 発注者は受注者に対し、前号の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

4 守秘義務

- (1) 受注者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受注者又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

5 管理

- (1) 受注者は、本契約に基づき、発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。
- (2) 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、前2号の業務情報及び業務資料の管理について、発注者の承認を得るものとする。
- (4) 受注者は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。
- (5) 受注者は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は発注者から廃棄を求められたときは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。
- (6) 受注者は、業務情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何

にかかるわらず複製・複写してはならない。

- (7) 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。
- (8) 受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。

6 作業責任者の選出

- (1) 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業責任者を定め、書面をもって発注者に通知するものとする。
- (2) 前号により選任された作業責任者は、作業場所における受注者の個別業務の実施を統括し、受注者の定める規則に基づき就業管理を行い、個別業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別業務の遂行につき受注者を代理する権限を有するものとする。
- (3) 受注者が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合又は作業責任者を変更する場合は、受注者は当該内容を書面により事前に発注者に通知するものとする。
- (4) 発注者は、個別業務の遂行について作業責任者又は作業員が著しく不適当であると認めた場合は、受注者に対して当該理由を通知し、必要な措置を執るべきことを求めることができるものとする。

7 作業員名簿の提出

受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業員名簿を作成し、書面をもって発注者に通知するものとする。

8 脆弱性対策等の実施

- (1) 受注者は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。
- (2) 前号の場合に、受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

9 情報セキュリティ侵害事案等事故

情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号をいう。

- (1) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- (2) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- (3) 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

10 情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任

受注者は、受注者の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前項に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

11 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

- (1) 受注者は、本契約の履行に際し、第9項に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。

- (2) 発注者は、第9項に規定する事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- (3) 第10項に規定する事故が下請負者等において発生した場合、受注者は発注者が当該下請負者等に対して前号の調査を実施できるよう、必要な協力をを行うものとする。
- (4) 受注者は、第9項に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて発注者に提出するものとする。
- (5) 第9項に規定する事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
- (6) 前号の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

12 意図しない変更が加えられないための体制の整備

- (1) 受注者は、発注者より委託された業務の実施において、情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、発注者の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出することとする。
- (2) 情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられる不正が判明した際には、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築するものとする。

13 情報セキュリティ監査

- (1) 発注者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、受注者は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に発注者に提出することとする。
- (2) 発注者は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
- (3) 受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。
- (4) 発注者が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力をすることとする。
- (5) 受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を発注者に報告することとする。
- (6) 発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
- (7) 受注者は、前号の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

14 契約の解除

- (1) 発注者は、第9項に規定する事故が、受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 前号の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

保守サービス仕様書

1 一般事項

(1) 費用負担の範囲

- ア 業務の実施に伴う施設の電気、水道等の使用に係る経費は、発注者の負担とする。
- イ 保守に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ウ 保守に必要な消耗部材、材料、油脂等は受注者の負担とする。
- エ 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- オ 各種ソフトウェアのバージョンアップ等は、受注者の負担とする。

(2) 報告書の書式

報告書の書式は、発注者が特に指示する場合を除き任意の書式とする。

(3) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。

(4) 業務従事者の適正な労働条件の確保

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

2 保守業務

(1) 総則

ア 受注者は、契約後すみやかに次に掲げる事項を発注者に通知し、その承認を受けなければならない。また、通知した事項を変更したときも同様とする。
また、本契約書第7条に基づき、再委託を行う場合は、「保守業務に関する業務再委託承認申請書」(別記様式第1号)をもって発注者の承認を得るものとする。

(ア) 保守体制図

(イ) 保守部隊の事業所名

(ウ) 保守部隊の住所

(エ) 保守要員数

(オ) 保守に関する責任者

イ 保守の範囲

(ア) 定期点検

(イ) 障害対応保守

(ウ) ソフトウェアサポート

ウ 定期点検

(ア) 受注者は、技術員を機器の使用場所に派遣し、原則として1会計年度内に1回以上の定期点検を行い、発注者の担当者の確認を受けること。

(イ) 機器の動作確認、ソフトウェアの確認を行い、発注者の担当者の確認を受けること。

(ウ) 作業時間は、原則として官庁勤務時間内とすること。

(エ) 定期点検の内容は、別表のとおりとする。

エ 障害対応保守

(ア) 各システムの円滑かつ正常な運用を確保するため、運用時の障害の復旧及び検査上のトラブルの解決を技術的にサポートすること。

(イ) 発注者は、機器等に障害が発生したときは、受注者に対し、直ちに障害の復旧を求めることができる。

オ ソフトウェアサポート

(ア) 運用時の障害又は検査上のトラブル等が発生した場合に、電話での照会に対し解決策を回答する等、ヘルプデスクサポートを行うこと。また、電話での解決ができない場合、直ちに障害対応保守として対応すること。

- (イ) システムにインストールされている各種ソフトウェアが改良又は改訂された場合、発注者と協議の上、必要に応じてバージョンアップ等の措置を講じること。

3 その他

(1) 初期不良

納入後1年以内に発生した障害、故障修理については、下記の場合を除き無償で対応すること。

ア 地震等の天災地変による故障修理

イ 薬品・液体の付着や物体の落下等による故障修理、劣悪な環境による故障修理

ウ 装置の取扱説明の定めに反した使用や明らかに正常でない使用による故障修理

エ 発注者が実施した装置の改造による故障修理

(2) 報告

定期点検、障害対応保守等を実施したときは、点検結果又は障害対応状況を書面により報告すること。

別表

定期点検項目

点検項目	点検細目
1 ノート型パソコンの点検	(1) 外観の点検 (電源コード、ディスプレイ、キーボード、インターフェース装置等) (2) 機能の点検 (動作等)
2 薬品管理ソフトの点検	(1) 管理項目の点検 (薬品名、化学物質名、ロット、使用期限、製品番号、JANコード、入庫日、入庫者、出庫日、出庫者、保管場所、返却日、廃棄日、保管量、使用量、使用年月日、使用前重量、使用後重量、差引重量、容量、メーカー、純度、開封日) (2) 各機能の点検 (使用履歴表示、指定数量倍数算出、関連法令該当薬品抽出、市販薬品データベース、リスクアセスメント表示、安全データシート閲覧、バーコード発行、使用量自動入力、発注支援の点検、薬品情報マスタ)
3 付属機器の点検	(1) ラベルプリンタの点検 (2) バーコードリーダーの点検 (3) 遠隔用バーコードリーダーの点検 (4) 電子天びんの点検

保守業務に関する業務再委託承認申請書

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

下記について、業務の一部を再委託したく承認願います。

記

契約件名	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス
契約期間	令和 年 月 日 から 令和 12年 9月 30日 まで
契約金額	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥)
保守体制図	別添のとおり
再委託の条件	(1) 受注者が、再委託先の行為について、発注者に対し全ての責任を負うこと (2) 受注者が、再委託先に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させること
再委託する業務	別紙「業務再委託計画一覧表」のとおり

受注者 年 月 日
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名 様

山形県知事 吉村 美栄子

します。
上記について、承認
しません。

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。
2 発注者は、承認するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を受注者に交付するものとする。

別紙

業務再委託計画一覧表

契約件名	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス			受注者名		
再委託の業務範囲	摘要	再委託者の住所、名称及び代表者名	保守に関する責任者 職名	氏名	業務期間	再委託の理由、必要性及び再委託理由 先の選定理由

備考 1 必要に応じ、再委託者の概要を記載した書類を添付すること。

別添2 機器明細表

番号	名称	規格	数量
	【管理部】		
1	ノート型パソコン		1式
	内訳		
2	ソフトウェア		1式
	内訳		
	【付属部】		
1	ラベルプリンタ		1式
2	バーコードリーダー		1式
3	遠隔用バーコードリーダー		1式
4	電子天びん		1式
5	消耗品		1式

○使用場所

山形県警察本部科学捜査研究所

別添3

納入に関する仕様書

(納入期限及び納入場所)

第1 機器の納入期限は令和7年9月30日とし、山形県警察本部へ納入すること。

(納入工程表)

第2 受注者は、この契約締結後7日以内に納入工程表（別記様式第1号）を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3 発注者は、この契約において、監理又は指示をする監督職員をおくことができる。

2 発注者は、前項により監督職員をおいたときは、監督職員指定（変更）通知書（別記様式第2号）によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。また監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約書に定められた事項の範囲内において監督を行い、次に定める納入責任者に対して必要な指示を与える等の権限を有する。

(納入責任者)

第4 受注者は、この契約において、機器等の手配及び納入並びに管理に関し指示をつかさどる納入責任者を選任し、納入責任者選任（変更）届（別記様式第3号）によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また納入責任者を変更したときも同様とする。

(納入体制の承認)

第5 受注者は、機器の納入及び設置作業等について、第三者に委託する場合は、納入業務に関する業務再委託承認申請書（別記様式第4号）により発注者の承認を受けなければならない。

(納入期限の延長)

第6 受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限までにすべての機器の納入を完了することができないことが明らかなときは、発注者に対してその事由を附して納入期限の延長を求めることができる。ただし、延長期間については発注者、受注者で協議して決定する。

(機器の手配等調査)

第7 発注者は、必要があると認めるときは、機器の手配又は納入について中間報告を求め、又は実地において調査することができる。

(ソフトウェアの認証)

第8 受注者は、ソフトウェアがオンラインでの認証を必要とするものである場合は、データ編集端末にソフトウェアをインストールした後、オンラインでの認証を経た後に納入すること。

(納入検査)

第9 受注者は、全ての機器の納入を完了したときは、納入完了通知書（別記様式第5号）により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、稼動検査等の納入検査を実施し、納入完了通知書を受理した日から契約期間の初日までに、検査結果を受注者に通知しなければならない。

この場合、全ての機器の納入検査の合格をもって納入完了とみなすものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な修理又は調整を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合において、必要な修理又は調整の完了を納入完了とみなして前項の規定を適用する。

(科学捜査研究所長の経由)

第10 本仕様書に規定する発注者への提出等は、科学捜査研究所長を経由すること。

様式第1号（納入に関する仕様書第2関係）

名者約契

件名（薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス）
納

様式第2号（納入に関する仕様書第3関係）

監督職員指定（変更）通知書

令和 年 月 日

様

山形県知事 吉村 美栄子

下記のとおり監督職員を指定（変更）しましたので通知します。

記

件 名	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス	
監督職員	職	氏名
摘要		

様式第3号（納入に関する仕様書第4関係）

納入責任者選任（変更）届	
令和 年 月 日	
山形県知事 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名	
下記のとおり納入責任者を選任（変更）したのでお届けします。	
記	
件 名	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス
納入責任者	部 署
	フリガナ
	----- 氏 名
	生年月日
摘要	

納入業務に関する業務再委託承認申請書

年 月 日

山形県知事 殿

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

下記について、業務の一部を再委託したいので賃貸借に関する契約書第7条の規定により承認願います。

記

契約件名	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス		
契約期間	年	月	日から
	年	月	日まで
契約金額	¥ (内訳) 令和7年度 ¥ 令和8年度～令和11年度 ¥ 令和12年度 ¥	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
再委託する業務	別紙「業務再委託計画一覧表」のとおり		

受注者 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

様

山形県知事 吉村 美栄子

します。
上記について、承認
しません。

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。
2 発注者は、承認するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を受注者に交付するものとする。

様式第5号（納入に関する仕様書第9関係）

納 入 完 了 通 知 書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

受注者

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

下記のとおり賃借機器の納入が完了したので通知します。

記

件 名	薬品管理システムの賃貸借及び保守サービス
納 入 物 件	薬品管理システム 一式
契 約 期 間	契約締結の日から令和12年9月30日までとする。ただし、契約締結の日から令和7年9月30日までは、賃貸借の準備期間とするもので、賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。
納 入 期 限	令和7年9月30日
設置等完了年月日	令和 年 月 日
検査年月日	※ 令和 年 月 日
検査職員	※ 職 氏名 印
検査結果	※
摘要	

- 備考 1 本書は、正副2通を提出すること。
2 ※印の付いている欄は、記入しないこと。
3 発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を、受注者に交付する。